

平成27年度予算（介護・子ども）の充実強化を
求める意見書

介護保険制度については、保険給付として要支援1と2の高齢者に提供されてきた訪問介護と通所介護が、2015年（平成27年）4月から3年間かけて市町村事業への移行が進められます。

この見直しについては、多くの関係者及び関係団体からは、地域資源や財政基盤による地域間格差の拡大や、必要なサービスが提供されないことによる要支援者の介護の重度化及び介護労働者の処遇低下などに関する不安が指摘されてきました。

こうした不安が現実のものにならないための施策の実施については、国会議論における厚生労働大臣答弁や法案採択に当たっての参議院厚生労働委員会における付帯決議として採択されたところです。

2015年（平成27年）4月から本格実施が予定されている子ども・子育て支援新制度については、保育の質の改善策として実施が予定されている保育士の配置基準の見直しや処遇改善及び放課後児童クラブや児童養護施設等の改善を着実に進めていかねばなりません。

よって、政府（国）におかれては、介護保険制度については、地域間格差やサービス低下及び福祉労働者の処遇低下を招くことなく、制度の充実を図るとともに、子ども・子育て支援新制度については、保育の質を改善するために、次の事項を実現するよう強く要望します。

1. 介護保険制度改正によって、保険給付から市町村事業に移行された訪問介護と通所介護については、地域間格差やサービス低下及び福祉労働者の処遇低下を招かないために必要な予算を確保すること。
2. 子ども・子育て支援新制度の本格実施に必要とされる約1兆円の財源を確実に確保すること。
3. 介護労働者及び保育士などの福祉人材の確保と処遇改善を進めるための予算を確保すること。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2014年（平成26年）9月19日

福 山 市 議 会

(提出先)

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長